

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 28 年
11月15日
(火曜日)

目 次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件) (環境政策課)一

保安林予定森林(萩市) (森林整備課)五

土地取用法の規定に基づく事業の認定(監理課)六

道路の区域の変更(道路整備課)六

○公告

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件) (商政課)七

公共測量の実施(監理課)七

電線共同溝を整備すべき道路の指定(道路整備課)七



山口県告示第三百六十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十八年十一月十五日から同年十二月五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 チタン工業株式会社
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の二五
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 チタン工業株式会社宇部開発センター
所在地 宇部市大字妻崎開作一八〇四番地の一
- 三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (g/時)	工 事 着 手 年 月 日 定	工 事 完 成 年 月 日 定	使 用 開 始 年 月 日 定
二六〇ホ (二基)	二五	平成二八、 一、二、六	平成二八、 一、二、六	平成二八、 一、二、六
二六一ホ	〃	〃	〃	断 続
備考 「二六一ホ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十六号の無機顔料製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。				間 隔 時 間 使用の一日当たりの使用時間 季節的変動の概要 変動なし

山口県告示第三百六十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十八年十一月十五日から同年十二月五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆の縦覧に供する。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 戸田工業株式会社
住 所 広島市南区京橋町一番二三号
二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 戸田工業株式会社小野田事業所
所在地 山陽小野田市新沖一丁目一番一号
三 特定施設に関する事項

山口県知事 村岡 嗣 政

平成二十八年十一月十五日

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

Table with 4 columns: No. 1, 排水口, 排水状態の値, 排水の一日当たりの量 (m³). Rows include water quality parameters like 水素イオン濃度, 化学的酸素要求量, 浮遊物質量, 鉍油類, and 窒素.

Table with 10 columns: 排水ろ過施設 (処理後, 処理前), 中和処理施設 (処理後, 処理前), 排水ろ過施設 (処理後, 処理前), 中和処理施設 (処理後, 処理前), 排水ろ過施設 (処理後, 処理前).

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
〃	七	通常最大	通常最大	〇
〃	八・六	通常最大	通常最大	四、〇〇〇

山口県告示第三百六十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十八年十一月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

萩市大字鈴野川字名良尾七一、七二、七三の二、字八保七四、七五の一、字津々ら河内八二、八六、字竹ノ浴八八、三二四の一、三二五の一、三二六から三二九まで、一一五四、一一五五、字竹ノ浴尻八九、九〇、字庵ノ浴九二、三四〇の一、三四七の一、一一六一、字寺床九四、字河平九八、字馬取上一三五、一三六の一、一三六の二、一二三〇の一、一六〇〇の一、字船ヶ迫二三八、一四〇、一四四の一、五八〇、五八一、五八二の二、五八四の二、五八六、字山根一四九、一五〇、一五二、五八八、六〇三、六〇五の一、字河内神一五四、六三八、六三九、字流田一五七の一、一五八、一五九の一、三二四二、字瀬戸一六〇、一六二、字瀬戸北平一六五、一六六、字瀬戸南平一六七、字紙屋一八二、一八四、一八六、一八七の一、一八七の二、字大津尻一八八、字檜尾上二三五、二三六、二三九、二四〇の一、二四一、一一三〇の一、一一三一、字檜尾二四三、二四五、字柳原二五四、二五七の一、一一三二の一、一一三四の一、字下八保二七五の三、一一三七、字森田ヶ字つ二七八の一、二八五の一、二八五の九、一一三八の一、一一四〇の一、字列河内三二二の一、三二八、三二九、一一六二の一、字中庵ノ浴三三六の一、三三六の二、三三七の一、三三七の二、一一五九、字迫戸六九七、六九八、七〇一から七〇三まで、一二六〇の一、字迫戸北七〇四から七〇六まで、一二六一から一二六四まで、字神速八〇三の一、八〇七の一、一二八四の一、字神速下八一五の一、八一六の一、八一七、字上八

二 指定の目的
水源の涵養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

萩市大字鈴野川字津々ら河内八二・八六・字竹ノ浴尻八九・字檜尾上二四〇の一・一一三〇の一・字檜尾二四三・字列河内三二八・一一六二の一(以上八筆について次の図に示す部分に限る。)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百六十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成二十八年十一月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 起業者の名称
美祢市
- 二 事業の種類
秋吉台ゲートウェイ整備事業
- 三 起業地
 - (一) 収用の部分
美祢市秋芳町字台山地内
 - (二) 使用の部分
なし
- 四 事業の認定をした理由
 - (一) 法第二十条第一号関係
秋吉台ゲートウェイ整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十二号に掲げる施設に関するものである。
 - (二) 法第二十条第二号関係
本件事業の起業者である美祢市は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。
 - (三) 法第二十条第三号関係
ア 本件事業の施行により得られる利益は、日本ジオパークに認定されたMine

秋吉台ジオパーク内に当該ジオパークにおける活動の拠点となる施設を整備することにより当該活動を促進し、もって自然環境の保全及び地域の振興が図られることである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設（以下「本件施設」という。）を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。本件事業の起業地は自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第二十条第一項の規定により指定された特別地域内の土地であるが、起業者は本件施設を整備するに当たり同条第三項の許可を受けていることから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、Mine秋吉台ジオパークの中心となる秋吉台の近傍地であること等を条件として、既存の建物を活用する案を含む三案について比較検討した上で選定されている。

エ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地及び建物の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十条第四号関係

ア 本件事業は、Mine秋吉台ジオパーク内に当該ジオパークにおける活動の拠点となる施設を整備することにより当該活動を促進し、もって自然環境の保全及び地域の振興を図るため早急に実施されるべき事業である。

イ 本件事業を施行する土地及び建物の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

ウ 以上のことから、本件事業は、土地及び建物を収用し、又は使用する公益上の必要があるものと認められる。

五 起業地を表示する図面の縦覧場所

美祢市教育委員会事務局世界ジオパーク推進課

山口県告示第三百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年十一月十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
 路線名 江崎陶線
 道路の区域

区 間		旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
新	旧	最狭 最広	最狭 最広		
山口市小郡下郷字下開作二二三四の七地先から同市小郡下郷字番屋下二二四一の一 地先まで		一一・五 一五・〇	一一・五 一五・〇	四一六・〇	
		三一・五 三五・〇		四一七・一	



(四六二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年七月一日山口県公告(二七二)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年十一月十五日から同年十二月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十一月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオンタウン小郡
 所在地 山口市小郡前田町二の一
- 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

(四六三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年七月一日山口県公告(二七三)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年十一月十五日から同年十二月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十一月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 クロスモール下関長府
 所在地 下関市長府才川一丁目四二
- 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

(四六四) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、柳井市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十八年十一月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
 公共測量(空中写真測量)
- 二 作業の地域
 柳井市
- 三 作業の期間
 平成二十八年十月二十五日から平成二十九年三月二十一日まで

(四六五) 電線共同溝を整備すべき道路の指定

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定しました。

平成二十八年十一月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

平成二十八年十一月十五日印刷

発行人

山口県知事

県道	道路の種類	区	間
江崎陶線	路線名		
同		山口市小郡下郷字下開作二二三八の五地先から	

県道	道路の種類	区	間
新山口停車場長谷線	路線名		
同		山口市小郡下郷字渡り上式一二五八の一四地先から	